

○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(通則)</p> <p>第1 農林水産大臣は、海岸法(昭和31年法律第101号)及び海岸法施行令(昭和31年政令第332号)の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、<u>農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱(令和4年4月1日付け3農振第2823号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸メンテナンス事業</u>、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波対策緊急事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号、以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号、以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2～第22 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第23 補助事業者は、第3の規定による交付の申請、第6の規定による申請の取下げ、第8第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による状況報告、第12の規定による概算払請求、<u>第13第1項による実績報告及び第13第2項による年度終了実績報告</u>(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、</p>	<p>(通則)</p> <p>第1 農林水産大臣は、海岸法(昭和31年法律第101号)及び海岸法施行令(昭和31年政令第332号)の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、<u>農地保全に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2956号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する大規模海岸保全施設改良事業</u>、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波対策緊急事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号、以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号、以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2～第22 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第23 補助事業者は、第3の規定による交付の申請、第6の規定による申請の取下げ、第8第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による状況報告、第12の規定による概算払請求<u>及び第13第1項による実績報告</u>(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以</p>

農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

2・3 （略）

4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

別表1（第2関係）

事業	経費	補助率
1 海岸保全施設整備事業	(1) 侵食対策事業に要する経費	当該経費の1/2（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定地域（以下「離島」という。 <u>以下同じ。</u> ）及び北海道にあつては5.5/10）ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）にあつては、当該経費の2/3
	(2)～(5) （略）	
	(削る。)	(削る。)
	<u>(6) 津波対策緊急事業に要する経費</u>	(略)
	<u>(7) 海岸メンテナンス事業に要する経費</u>	<u>当該経費の1/2（離島及び北海道にあつては5.5/10）ただし、海岸法施行令</u>

下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

2・3 （略）

4 補助事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

別表1（第2関係）

事業	経費	補助率
1 海岸保全施設整備事業	(1) 侵食対策事業に要する経費	当該経費の1/2（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定地域（以下「離島」という。）及び北海道にあつては5.5/10）ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）にあつては、当該経費の2/3
	(2)～(5) （略）	
	<u>(6) 大規模海岸保全施設改良事業に要する経費</u>	<u>当該経費の1/2（離島及び北海道にあつては5.5/10）ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあつては、当該経費の2/3、沖縄県にあつては、当該経費の9/10、奄美群島にあつては、当該経費の2/3</u>
	<u>(7) 津波対策緊急事業に要する経費</u>	(略)
	(新設)	(新設)

	費	<u>第8条第2項に規定する事業にあっては、当該経費の2/3、沖縄県にあっては、当該経費の9/10、奄美群島にあっては、当該経費の2/3</u>
2～5 (略)	(略)	(略)

別記様式第1号～第4号 (略)

別記様式第5号 (第12関係)

年度〇〇事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 (北海道にあっては農 林 水 産 大 臣)
 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) ※
 ※市町村にあっては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

官署支出官 〇〇 殿
 (第12第1項に定める官署支出官名を記入)

都道府県知事又は市町村長
 氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11第1項の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第12の規定に基づき、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

地区名	費目	事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)	事業の遂行状況		今回請求額(C)		残額(A-B-C)
					〇年〇月〇日までに完了したもの	事業費	出来高比率	金額	

2～5 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記様式第1号～第4号 (略)

別記様式第5号 (第12関係)

年度〇〇事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 (北海道にあっては農 林 水 産 大 臣)
 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) ※
 ※市町村にあっては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

官署支出官 〇〇 殿
 (第12第1項に定める官署支出官名を記入)

都道府県知事又は市町村長
 氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11第1項の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

地区名	費目	事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)	事業の遂行状況		今回請求額(C)		残額(A-B-C)
					〇年〇月〇日までに完了したもの	事業費	出来高比率	金額	

		円	円	円	円	%	円	%	
計									

- (注) 1 遂行状況報告を兼ねない場合は、本文の【】の部分を除くこと。
 2 記の「地区名」の欄には、別記様式第1号の記の「2 収支予算書」の「区分」の欄を記載すること。
 3 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 {北海道にあっては農林水産大臣}
 {沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長} ※
 ※市町村にあっては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

【また、併せて精算額として〇〇補助金〇〇円の交付を請求する。】

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第3及び第4のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第5、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 年 月 日

(略)

		円	円	円	円	%	円	%	
計									

- (注) 1 遂行状況報告を兼ねない場合は、本文の【】の部分を除くこと。
 2 記の「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 事業の内容及び計画」の「区分」の欄を記載すること。
 3 記の「事業の遂行状況」の事業費の欄には、工事等の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿
 {北海道にあっては農林水産大臣}
 {沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長} ※
 ※市町村にあっては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

【また、併せて精算額として〇〇補助金〇〇円の交付を請求する。】

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 年 月 日

(略)

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱により令和3年度までに実施した事業については、なお従前の例による。